

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年11月30日

京都市長 梶本頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市宇多野ユース・ホテル再整備工事

ただし、建築主体その他工事

(2) 工事場所

京都市右京区太秦中山町29番地

(3) 工事概要

構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 2,710.54平方メートル

建築面積 1,925.13平方メートル

(4) 工期

着工命令の日から12箇月以内

(5) 支払条件

ア 前金払

平成18年度に平成19年度の出来高予定額を含めた出来高の4割を超えない範囲内で支払うこととする。ただし、前金払の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成19年度に2回、出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(6) 別途工事

電気設備工事、空調衛生設備工事及び昇降機設備工事

## 2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書を提示し、入札を行う。
- (4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

## 3 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日において次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていること。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「建築一式」の総合評定値が900点以上あること。
- (3) 平成8年度以降に完成済みの建築工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ床面積1,600平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建物の新築工事を施工した実績を有すること。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

- (4) 建設業法の建築工事業に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術

者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。)を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社工員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (5) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のア～ウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

#### 4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）  
（用紙交付）

- イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ウ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

- エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の監理技術者を記載し、その者の資格証及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる

る者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(7) 交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

(電話075-222-3313)

(イ) 交付期間

公告の日から平成18年12月14日(木)正午まで。ただし、京都市の  
休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

イ インターネットからのダウンロード

調度課のホームページに、4(2)ア(イ)の交付期間終了までに、入札公告及び  
入札参加資格確認申請書を掲示するので、インターネットからダウンロード  
する者は、A4判の帳票として印刷し、使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

4(2)アの場所及び期間内に、4(1)の書類を提出すること。

ア 受付場所

4(2)ア(7)に同じ。

イ 受付期間

4(2)ア(イ)に同じ。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、平成18年12月18日(月)までに、電話により通知する。

なお、本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認め旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成18年12月21日(木)までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めるとき。

6 入札方法等

本件入札は、京都市電子入札システムにより入札を行うので、以下の方法により入札を行うこと。

- (1) 入札端末機利用者カード(京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京

都市理財局財務部調度課(以下「調度課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法により行うこと。

- (2) 入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと(申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。)
- (3) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (4) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (5) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。
- (6) 本件入札においては設計図書に対する質問を受付ける。設計図書に対する質問及び回答期限等については、設計図書の提示時に明示する。
- (7) 本件入札においては、主要資材の参考数量、予定価格、低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び入札参加者の商号(法人にあっては名称)を入札の前に公表する。
- (8) 本件入札において、3の入札参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条に基づき本件入札を取り消す。

## 7 入札期間及び開札日時等

- (1) 入札期間

平成19年1月16日（火）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 入札を行う者は、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

積算内訳書には、工事名、工事場所、開札日、会社の商号又は名称及び代表者の役職・氏名を記載し、登録印を押印するとともに、封入、封かんのうえ、入札期間の終了までに4(2)ア(7)の場所に持参すること。

(3) 上記(2)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 開札日時

平成19年1月19日（金）午前10時から開札し、落札者を決定し、落札者には、電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア 落札者以外の入札参加者に対する通知は、平成19年1月22日（月）から同月24日（水）までの期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。

ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

イ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成19年1月24日（水）までに、その旨記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成19年1月19日（金）午後1時からの4(2)ア(7)の場所で閲覧に供し、併せて調度課のホームページにおいて公表する。



## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

## 10 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結するものとする。また、仮契約の締結後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項に該当したときは、当該仮契約は解除する。

## 11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(7)
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）が

次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（理財局財務部調度課）